

香川高等専門学校合宿研修所運営規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校合宿研修所（以下「合宿研修所」という。）の運営については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 合宿研修所は、健全にして且つ規律ある学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成することを目的とする。

(運営)

第 3 条 合宿研修所の運営は、校長の命を受けて、学生主事が当たり、その事務は、学生課学生係において処理する。

(使用者の範囲)

第 4 条 合宿研修所を使用できる者は、本校の学生及び教職員とする。ただし、校長が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 合宿研修所の使用を希望する者は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

(使用の細則)

第 6 条 合宿研修所の使用に関し必要な事項は、細則で定める。

(使用許可の取消し)

第 7 条 使用者が、この規程若しくは細則に違反した場合又は合宿研修所の運営上支障があると認められる場合は、使用許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。